

会社法第 782 条第 1 項に基づく事前開示書類

令和 3 年 10 月 1 日

第一三共株式会社

当社とアルフレッサ ファーマ株式会社との
吸收分割に関する事前開示事項

東京都中央区日本橋本町三丁目 5 番 1 号
第一三共株式会社
代表取締役社長眞鍋淳



当社は、令和3年2月26日付吸收分割契約により、令和3年12月1日を吸收分割の効力発生日として、当社が営む日本国内における薬価基準長期収載品の製造販売に係る事業（以下「対象事業」という）に関して有する権利義務の一部をアルフレッサ ファーマ株式会社（以下「吸收分割承継会社」という）に承継させることといたしました。本吸收分割に関する事前開示事項は、下記の通りであります。

記

1. 吸收分割契約の内容

別紙1の通りであります。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

当社は、本吸收分割により承継させる権利義務の対価として、吸收分割承継会社から金3,676,891,117円に吸收分割変更契約第1条及び吸收分割契約第3条に従った調整を加えた額の交付を受けることといたしました。

当該対価の内容並びに対価の額及びその算定方法は、対象事業の財務状況、経営成績及び本吸收分割により承継される権利義務の内容等を総合的に勘案したうえ、当社が実施した対象事業の承継に係る入札手続において最も優れた条件を提示した第三者である吸收分割承継会社と当社との間で協議・交渉を経て決定されたものであり、相当地あると判断しております。

3. 吸收分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2の通りであります。

4. 吸收分割承継会社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

5. 吸收分割会社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込み

- 1) 当社の令和3年3月31日に終了した最終事業年度における資産及び負債の額はそれぞれ1,589,239百万円及び641,473百万円であります。一方、本吸収分割により当社が吸収分割承継会社に承継される予定の資産及び負債の額は、それぞれ926百万円及び0円であります。従って、本吸収分割が当社の財務状況に及ぼす影響は軽微であります。
- 2) 本吸収分割の効力発生日までに、当社の資産及び負債の状態に重大な変動をもたらす事態は、現在のところ予測されておりません。
- 3) 以上により、本吸収分割の効力発生日以降における当社の債務の履行の見込みについては問題ないものと判断しております。

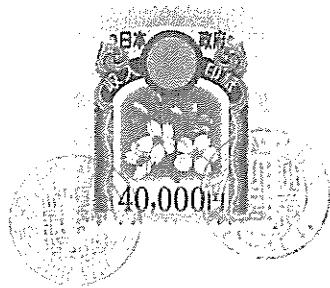
(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

- 1) 吸収分割承継会社の令和3年3月31日に終了した最終事業年度における資産及び負債の額はそれぞれ50,981百万円及び13,308百万円であります。一方、本吸収分割により、吸収分割承継会社が当社から承継する予定の資産及び負債の額は、それぞれ926百万円及び0円であります。従って、本吸収分割の効力発生日の吸収分割承継会社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
- 2) 本吸収分割の効力発生日までに、吸収分割承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動をもたらす事態は、現在のところ予測されておりません。
- 3) 以上により、本吸収分割の効力発生日以降における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みについては問題ないものと判断しております。

以上

吸收分割契約の内容

(次頁以降のとおり)



吸収分割変更契約

第一三共株式会社（以下「甲」という。）及びアルフレッサ ファーマ株式会社（以下「乙」という。）は、2021年2月26日付で甲及び乙の間で締結された吸収分割契約書（以下「原契約」という。）に関し、以下のとおり変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

第1条（原契約の変更）

1. 甲及び乙は、原契約第3条第1項を次のとおり変更することに合意する。
 1. 承継対象権利義務の対価の額（以下「本分割対価」という。）は、金3,676,891,117円（以下「本基準価額」という。）に、次項に定める本要調整額に基づく以下の調整を行った金額による調整を加えた額とする。
 - ① 本要調整額が正の値の場合：本分割対価は、本基準価額に本要調整額を加算した額とする。
 - ② 本要調整額が負の値の場合：本分割対価は、本基準価額から本要調整額の絶対値を減算した額とする。
 - ③ 本要調整額が零の場合：本分割対価は、本基準価額と同額とする。
 2. 甲及び乙は、原契約第3条第2項を次のとおり変更することに合意する。
 1. 本要調整額は、甲が本効力発生日において所有する別紙1の別添1記載の製品（以下「承継対象製品」という。）の在庫（以下「本在庫」という。）及び原材料（以下「本原材料」という。）の帳簿価額（但し、期限切迫品、包装変更品又は回収品に該当することを理由とする評価減が行われた場合に限り評価減後の額とし、それ以外の場合には、評価減前の額とする。）の合計額（以下「本帳簿価額」と総称する。）に基づき、次の算式により得られる金額とする。

$$\text{本要調整額} = \text{本帳簿価額} - 1,079,957,459 \text{ 円}$$

3. 甲及び乙は、原契約別紙1を本変更契約別紙1に差し替えることに合意する。

第2条（準拠法・管轄）

1. 本変更契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2. 本変更契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第3条（誠実協議）

甲及び乙は、本変更契約に定めがない事項及び本変更契約の解釈に関して生じた疑義について、誠実に協議を行い、その解決を図るものとする。

(以下余白)

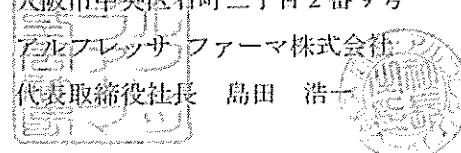
本変更契約の締結を証するため、原本2通を作成し、各自1通ずつそれぞれ保有する。

2021年9月30日

甲： 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
第一三共株式会社
代表取締役社長 眞鍋 淳



乙： 大阪市中央区石町二丁目2番9号
ネクフレッサ ファーマ株式会社
代表取締役社長 島田 浩一



別紙 1

承継対象権利義務明細表

1. 資産

甲が本吸収分割の効力発生時点において所有する以下の各号の資産

- (1) 承継対象製品の在庫
- (2) 承継対象製品の原材料
- (3) 別添 2 記載の商標権
- (4) 承継対象製品に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条の 8 第 1 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 69 条第 1 項各号に定める資料及び情報

2. 負債

なし (効力発生日の前日までに発生している下記 3 に定める契約に基づく債務、不法行為に基づく債務、承継対象製品が通常有すべき安全性を欠いたことによる債務(甲が本効力発生日の前日までに販売した製品に関する債務に限る。)を含むが、これに限られない。)

3. 契約 (雇用契約を除く。)

- (1) 別添 3 記載の契約 (但し、契約上承継できないものを除く。)
- (2) その他甲及び乙が書面により合意した契約

4. 雇用契約

なし

5. 許認可等

承継対象製品に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 1 項に基づく製造販売承認

別添1

承継対象製品

No.	製品名	剤形	規格
1	スロンノン	注射剤	10mg/2mL
2	エボザック	カプセル剤	30mg
3	ナロキソン	注射剤	0.2mg
4	メレックス	錠剤	0.5mg
5	メレックス	錠剤	1mg
6	メレックス	細粒剤	0.1%
7	エースコール	錠剤	1mg
8	エースコール	錠剤	2mg
9	エースコール	錠剤	4mg

別添2

商標権

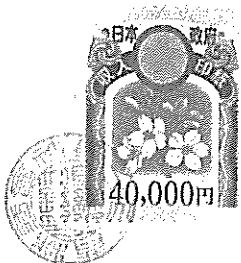
製品名	商標	登録番号	登録日	区分	権利者
スロンノン	Slonnon スロンノン	1603259	1983/7/28	5	第一三共株式会社
	スロンノン	4574192	2002/5/31	5	第一三共株式会社
	Slonnon	4574193	2002/5/31	5	第一三共株式会社
	スロンノン HI Slonnon HI	4798497	2004/8/27	5	第一三共株式会社
エボザック	Evoxac	3026236	1995/2/28	5	第一三共株式会社
	エボザック	3026237	1995/2/28	5	第一三共株式会社
		5666655	2014/4/25	5	第一三共株式会社
メレックス	メレックス MELEX	1820673	1985/11/29	5	第一三共株式会社
エースコール	エースコール	2567454	1993/8/31	5	第一三共株式会社
	ACECOL	2567455	1993/8/31	5	第一三共株式会社
	エースコール ACECOL	2586032	1993/10/29	5	第一三共株式会社
		3243172	1997/1/31	5	第一三共株式会社

別添3

承継対象契約

No.	契約当事者	締結年月日	契約書名	対象製品
1.	第一三共株式会社及び日本化薬株式会社	2001年9月3日	商業化供給契約書	エボザックカプセル 30 mg
2.	第一三共株式会社及び日本化薬株式会社	2002年2月28日	覚書	エボザックカプセル 30 mg
3.	第一三共株式会社及び丸石製薬株式会社	2018年8月28日	供給契約書	ナロキソン塩酸塩静注 0.2 mg 「第一三共」
4.	第一三共株式会社及び丸石製薬株式会社	2020年9月2日	覚書	ナロキソン塩酸塩静注 0.2 mg 「第一三共」
5.	第一三共株式会社及びホシエヌ製薬株式会社(現:田村薬品工業株式会社)	2016年10月3日	製造委受託契約	エースコール錠 1 mg エースコール錠 2 mg エースコール錠 4 mg
6.	第一三共株式会社及び三葦ウェルファーマ株式会社	2003年12月22日	共同開発契約書	スロンノン 10mg/2mL





吸收分割契約書

第一三共株式会社（以下「甲」という。）及びアルフレッサ ファーマ株式会社（以下「乙」という。）は、甲が営む日本国内における薬価基準長期収載品の製造販売に係る事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」という。）に関し、2021年2月26日（以下「本締結日」という。）、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸收分割）

1. 甲は、本契約に定めるところに従い、吸收分割の方法により、本効力発生日（第5条に定義する。以下同じ。）をもって、甲が本事業に関して有する次条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを甲から承継する。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

(1) 甲（吸收分割会社）

商号：第一三共株式会社

住所：東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号

(2) 乙（吸收分割承継会社）

商号：アルフレッサ ファーマ株式会社

住所：大阪市中央区石町二丁目2番9号

第2条（本吸收分割により承継する権利義務）

乙が本吸收分割により甲から承継する資産、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は別紙1記載のとおりとする。

第3条（承継対象権利義務の対価の額）

1. 承継対象権利義務の対価の額（以下「本分割対価」という。）は、金3,732,778,351円（以下「本基準価額」という。）に、次項に定める本要調整額に基づく以下の調整を行った金額による調整を加えた額とする。
 - ① 本要調整額が正の値の場合：本分割対価は、本基準価額に本要調整額を加算した額とする。
 - ② 本要調整額が負の値の場合：本分割対価は、本基準価額から本要調整額の絶対値を減算した額とする。
 - ③ 本要調整額が零の場合：本分割対価は、本基準価額と同額とする。
2. 本要調整額は、甲が本効力発生日において所有する別紙1の別添1記載の製品（以下「承継対象製品」という。）の在庫（以下「本在庫」という。）及び原材料（以下「本原

材料」という。)の帳簿価額(但し、期限切迫品、包装変更品又は回収品に該当することを理由とする評価減が行われた場合に限り評価減後の額とし、それ以外の場合には、評価減前の額とする。)の合計額(以下「本帳簿価額」と総称する。)に基づき、次の算式により得られる金額とする。

$$\text{本要調整額} = \text{本帳簿価額} - 1,135,844,693 \text{ 円}$$

3. 甲は、本効力発生日後実務上可能な限り速やかに、本効力発生日における承継対象製品に係る本在庫及び本原材料に係る総勘定元帳をそれぞれ作成した上、乙に対し、当該総勘定元帳を添えて、承継対象製品に係る本帳簿価額(以下「本帳簿価額(承継対象製品)」といふ。)を書面により通知するものとする(以下、かかる通知を「本要調整額通知」といふ。)。但し、当該総勘定元帳の作成に際し、残存する有効期間が6ヶ月未満の本在庫の評価は零とする。乙が、本要調整額通知を受領した日から15営業日(日本において銀行の休日とされる日以外の日)以内に、甲に対して第4項に基づく不同意通知(第4項において定義する。)が到達しない場合には、本帳簿価額(承継対象製品)は、本要調整額通知に記載の内容をもって確定する。
4. 乙は、本要調整額通知の内容に異議がある場合、本要調整額通知を受領した日から15営業日以内(以下「不同意期間」といふ。)に、甲に対し、異議のある項目(以下「不同意項目」といふ。)、異議の理由並びに乙の主張する金額及びその根拠を書面により通知する(以下、かかる通知を「不同意通知」といふ。)。不同意通知が不同意期間内に甲に到達した場合は、甲及び乙は、不同意項目について、当該不同意通知が甲に到達した日から14日以内に合意に達するよう誠実に協議を行い、不同意項目の全部又は一部について合意に達したときは、当該不同意項目は合意した内容をもって確定する。不同意通知が甲に到達した日から14日以内に不同意項目の全部又は一部について合意が成立しないときは、甲及び乙が別途合意する監査法人(以下「第三者算定機関」といふ。)に対し、甲及び乙から提出された資料に基づき、合意が成立しなかった項目(以下「委託対象項目」といふ。)について算定し、委託から20日以内に算定の結果を書面で甲及び乙に提出することを委託する。第三者算定機関の算定結果は、甲及び乙に対して拘束力を有し、委託対象項目は、甲及び乙の双方が第三者算定機関の算定結果を受領した日をもって確定する(以下、前項又は本項に基づき本要調整額が確定した日を「本確定日」といふ。)。なお、第三者算定機関に対する委託に関する費用は、甲及び乙が本要調整額通知又は不同意通知において提示した委託対象項目の額と第三者算定機関の算定結果との乖離がより大きい当事者が全額負担する。

第4条
1. 乙
2. 甲
定
係
振
(1)
(2)

第5条
本吸
効力を
必要な

第6条
1. 甲
う
2. 乙
う

第7条
甲は
負わな

第8条
甲及
に重大
他本契
はこれ

第9条
1. 本
2. 甲
意

第4条（承継対象権利義務の対価の支払い）

1. 乙は、本吸收分割に際して、本効力発生日に、本基準価額を甲に支払う。
2. 甲及び乙は、前条に従い確定した本帳簿価額に基づき、以下の各号の規定に従い、本確定日から10営業日以内に、本要調整額の精算を行うものとする。なお、本要調整額に係る支払いは、相手方当事者が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により行い、振込手数料は支払いを行う当事者が負担するものとする。
 - (1) 本要調整額が正の値の場合、乙は、甲に対し、本要調整額を支払う。
 - (2) 本要調整額が負の値の場合、甲は、乙に対し、本要調整額の絶対値を支払う。

第5条（効力発生日）

本吸收分割は、2021年12月1日（以下「本効力発生日」という。）の午前11時にその効力を生じるものとする。但し、本吸收分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙の間で協議し合意の上これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項により、株主総会の承認を得ることなく本吸收分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項により、株主総会の承認を得ることなく本吸收分割を行う。

第7条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、本事業について、乙に対して一切の競業避止義務を負わないものとする。

第8条（本契約の内容変更及び本吸收分割の中止等）

甲及び乙は、本締結日から本効力発生日の前日までの間に、本事業又は承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸收分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、協議の上、合意により、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第9条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 10 条（誠実協議）

本契約に定めがない事項及び本吸收分割契約の解釈について生じた疑義については、売主及び買主が誠実に協議を行い、その解決を図るものとする。

(以下余白)

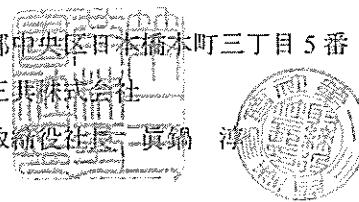
本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、各自 1 通ずつそれぞれ保有する。

2021 年 2 月 26 日

甲： 東京都中央区日本橋本町三丁目 5 番 1 号

第一三井株式会社

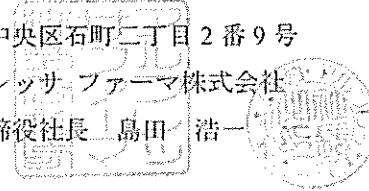
代表取締役社長　眞鍋　淳



乙： 大阪市中央区石町二丁目 2 番 9 号

アルフレッサーファーマ株式会社

代表取締役社長　島田　浩一



別紙 1

承継対象権利義務明細表

1. 資産

甲が本吸收分割の効力発生時点において所有する以下の各号の資産

- (1) 承継対象製品の在庫
- (2) 承継対象製品の原材料
- (3) 別添 2 記載の商標権

- (4) 承継対象製品に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条の 8 第 1 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 69 条第 1 項各号に定める資料及び情報

2. 負債

なし（効力発生日の前日までに発生している下記 3 に定める契約に基づく債務、不法行為に基づく債務、承継対象製品が通常有すべき安全性を欠いたことによる債務（甲が本効力発生日の前日までに販売した製品に関する債務に限る。）を含むが、これに限られない。）

3. 契約（雇用契約を除く。）

- (1) 別添 3 記載の契約（但し、契約上承継できないものを除く。）
- (2) その他甲及び乙が書面により合意した契約

4. 雇用契約

なし

5. 許認可等

承継対象製品に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 1 項に基づく製造販売承認

別添 1

承継対象製品

No.	製品名	剤形	規格
1	スロンノン	注射剤	10mg/2mL
2	エボザック	カプセル剤	30mg
3	ナロキゾン	注射剤	0.2mg
4	メレックス	錠剤	0.5mg
5	メレックス	錠剤	1mg
6	メレックス	細粒剤	0.1%
7	ニドラン	注射剤	25mg
8	ニドラン	注射剤	50mg
9	エースコール	錠剤	1mg
10	エースコール	錠剤	2mg
11	エースコール	錠剤	4mg

別添2

商標権

製品名	商標	登録番号	登録日	区分	権利者
スロンノン	Slonnon	1603259	1983/7/28	5	第一三共株式会社
	スロンノン				
	スロンノン	4574192	2002/5/31	5	第一三共株式会社
	Slonnon	4574193	2002/5/31	5	第一三共株式会社
	スロンノン HI Slonnon HI	4798497	2004/8/27	5	第一三共株式会社
エボザック	Evoxac	3026236	1995/2/28	5	第一三共株式会社
	エボザック	3026237	1995/2/28	5	第一三共株式会社
		5666655	2014/4/25	5	第一三共株式会社
メレックス	メレックス MELEX	1820673	1985/11/29	5	第一三共株式会社
ニドラン	NIDRAN ニドラン	428573	1953/7/27	5	第一三共株式会社
エースコール	エースコール	2567454	1993/8/31	5	第一三共株式会社
	ACECOL	2567455	1993/8/31	5	第一三共株式会社
	エースコール ACECOL	2586032	1993/10/29	5	第一三共株式会社
		3243172	1997/1/31	5	第一三共株式会社

別添3

承継対象契約

No.	契約当事者	締結年月日	契約書名	対象製品
1.	第一三共株式会社及び日本化薬株式会社	2001年9月3日	商業化供給契約書	エボザックカプセル 30 mg
2.	第一三共株式会社及び日本化薬株式会社	2002年2月28日	覚書	エボザックカプセル 30 mg
3.	第一三共株式会社及び丸石製薬株式会社	2018年8月28日	供給契約書	ナロキソン塩酸塩静注 0.2 mg 「第一三共」
4.	第一三共株式会社及び丸石製薬株式会社	2020年9月2日	覚書	ナロキソン塩酸塩静注 0.2 mg 「第一三共」
5.	第一三共株式会社及び国立大学法人東北大学	2018年4月1日	共同研究契約書	ニドラン注射用 25 mg ニドラン注射用 50 mg
6.	第一三共株式会社及びホシエヌ製薬株式会社(現:田村薬品工業株式会社)	2016年10月3日	製造委受託契約	エースコール錠 1 mg エースコール錠 2 mg エースコール錠 4 mg



吸收分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(次頁以降のとおり)

事業報告

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度は、「新製品の拡大、オーソライズド・ジェネリックを含むGE戦略の推進、承継品の継続的取組み等による国内営業力の強化」、「エリア別販売戦略の再構築、新規APIの販売拡大とパイプラインの拡充によるグローバル事業の基盤確立」、「研究開発・製品導入の推進」、「サプライチェーン体制の安定稼働」などに取り組んでまいりました。

当事業年度の主な取組みといたしましては、医薬品におきましては、小野薬品工業株式会社が製造販売しているアルドース還元酵素阻害剤「キネダック」の製造販売承認を資産譲渡契約に基づき、2021年2月1日に譲り受けました。2021年4月1日より、製造販売および情報提供活動を行う予定です。また、第一三共株式会社が日本において製造販売している長期収載品11製品19品目の製造販売承認および資産等を譲り受けることについて合意し、資産等承継契約を2021年2月26日に締結いたしました。吸収分割による承継は2021年12月1日を予定しています。

診断薬におきましては、潰瘍性大腸炎の病態把握の補助として製造販売承認を取得し、2019年10月25日に先行販売しておりました、カルプロテクチンキット「ネスコートCpオート」が2020年5月1日に保険適用されました。また、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）抗原迅速検査キット「アルソニックCOVID-19Ag」の体外診断用医薬品としての製造販売承認を2021年3月12日に取得し、同3月18日に新発売いたしました。

このような状況下ですが、当期は新型コロナウイルスの影響による受診抑制、手術件数・検査件数の減少および医療機関の訪問規制等に伴う売上・粗利益の減少、複数の製品回収、インフルエンザが流行しなかったことに伴うインフルエンザウイルスキット「アルソニックFlu」の棚卸評価減の計上等の要因で売上高は297億96百万円（前年比△30億53百万円・9.2%減）、営業利益は、△8億59百万円（同△27億13百万円・一）、経常利益は△7億49百万円（同△26億63百万円・一）、当期純利益は△5億76百万円（同△23億68百万円・一）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の投資額は6億30百万円であります。

なお、当期の設備投資額はすべて自己資金で賄いました。

(3) 資金調達の状況

財務体質の改善をはかり安定性と機動性を確保することにより、収益基盤の強化と事業拡大を推進する目的で資本政策を実施し、アルフレッサ ホールディングス株式会社から150億円の増資による資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

2021年度は、Withコロナに対応する新しい営業スタイル、業務スタイルを推進してまいります。営業面では自社開発品、他社からの導入品等の製品パイプラインを拡充し、マーケティングの強化と推進により国内営業力を強化するとともに、グローバル事業の基盤確立に向けた施策を実施してまいります。

品質保証につきましては、本社QA部門と各工場が連携し、安全性業務の適正な実施と品質保証体制の確立に努めてまいります。

また、ESG経営を推進するため、CSRおよびコンプライアンス・リスクマネジメントの徹底、ならびにダイバーシティ、環境への配慮を含むSDGsにも取り組んでまいります。

人財育成面では、人事制度改定を2022年4月に予定しており、時代に即した制度構築と次世代リーダーの育成などを含めた戦略的な人財育成策を実施してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分	2017年度 第79期	2018年度 第80期	2019年度 第81期	2020年度 第82期 (当事業年度)
売上高	29,677百万円	29,530百万円	32,849百万円	29,796百万円
経常利益	2,226百万円	1,361百万円	1,914百万円	△749百万円
当期純利益	1,549百万円	994百万円	1,792百万円	△576百万円
1株当たり当期純利益	154円99銭	99円48銭	179円21銭	△44円21銭
総資産	36,528百万円	48,622百万円	47,177百万円	50,981百万円
純資産	22,945百万円	23,077百万円	24,321百万円	37,673百万円

(6) 重要な親会社および子会社の状況

1. 親会社との関係

当社の親会社はアルフレッサ ホールディングス株式会社であり、当社の議決権の100%を保有しております。

2. 重要な子会社および関連会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
アルフレッサ フайнケミカル株式会社	400 百万円	100%	医療用医薬品原薬製造
青島耐絲克医材有限公司	300 百万円 (登録資本)	100%	手術用縫合糸製造販売

3. 親会社等との間の取引に関する事項

親会社であるアルフレッサ ホールディングス株式会社に対しては、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）に係る資金の調達および貸付を行っております。当社取締役会は金融コストの極小化と借入事務手続きの削減等の効果を勘案してCMSの導入を決定しております。

また、支払利息および受取利息は市場金利を勘案して決定しており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

子会社であるアルフレッサ フайнケミカル株式会社に対しては、4億円の資金の貸付を行っております。受取利息は市場金利を勘案して決定しており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は、医薬品、診断薬、医療機器および医薬品原材料等の製造・輸出入・販売を展開しております。

(8) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況（2021年3月31日現在）

本 社 大阪市中央区石町二丁目2番9号

営業所 札幌支店、仙台支店、関越支店、東京支店、横浜支店、名古屋支店、大阪支店、京都支店、高松支店、広島支店、福岡支店、岡山配送センター、千葉配送センター

工 場 岡山製薬工場、千葉工場

研究所 茨木リサーチセンター（大阪府）

当期末従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
839	+21	44.20	17.09

(注) 執行役員、関連会社への出向者、臨時従業員は除いております。

(9) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

当社は、グループで導入しているキャッシュ・マネジメント・システムを活用し、親会社であるアルフレッサ ホールディングス株式会社より借入をしております。

区分	当期末残高	前期末残高	増減
1年以内返済長期借入金	一千万円	2,200 百万円	△2,200 百万円
長期借入金	6,612 百万円	13,150 百万円	△6,538 百万円

II. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	他の法人の兼務状況等
代表取締役会長	木 伏 良 一	
取締役副会長	三 宅 俊 一	
代表取締役社長	島 田 浩 一	アルフレッサ ホールディングス㈱ 取締役
取締役専務執行役員	武 田 武	
取締役常務執行役員	中 島 博 之	
取締役常務執行役員	土 井 三 次	
取締役常務執行役員	上 内 ま ゆ み	
取締役	荒 川 隆 治	アルフレッサ ホールディングス㈱ 代表取締役社長
監査役	吉 村 裕 之	
監査役	桑 山 賢 治	アルフレッサ ホールディングス㈱ 常勤監査役

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	支給人數	固定報酬等の額	業績連動報酬の額	摘要
取締役	7人	181 百万円	15 百万円	
監査役	1人	13 百万円	一百万円	
計	8人	194 百万円	15 百万円	

III. 会計監査人の状況

会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

会計監査人の報酬の額 13百万円

IV. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則にもとづき、以下のとおり当社の業務ならびに当社および当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・アルフレッサグループ理念およびコンプライアンスガイドラインに則り、社内諸規程を制定し、法令、定款に適合した体制を整える。
- ・経営に関わる重要事項は、基本方針および手続きに沿って必要に応じ業務執行会議において検討を行い、取締役会または業務執行会議にて決定する。
- ・金融商品取引法および関係法令に従い、経営の透明性と健全性を維持し、財務報告の信頼性および内部統制の有効性の確保および精度向上に努める。
- ・監査役は、取締役会、業務執行会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行や意思決定の適法性および妥当性を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会、業務執行会議および稟議に係る文書等、取締役の職務執行に係る文書またはその他の情報について、法令および社内諸規程にもとづき、適切に保存および管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・事業投資、コンプライアンス、情報管理等、経営上の様々なリスクに適切に対応し事業の継続と安定的発展を確保するため、社内諸規程を制定しリスクマネジメント体制を整備する。
- ・品質リスクに対しては ISO9001、ISO13485 等の認証を取得し、開発や生産における品質マネジメントシステムを維持する。
- ・緊急事態発生時には、危機管理体制を発動し、リスクの特性・内容に応じた適切な対応を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・アルフレッサグループ中期経営計画および年度計画にもとづき、進捗管理を行い、目標達成のための施策を展開する。

- ・執行役員制度により、取締役の職務と執行役員の業務執行を明確化する。
- ・取締役会および業務執行会議を定例的に開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。
- ・社内諸規程を整備し、職務分掌および職務権限等を明確化し、適時適切な報告体制を整備する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・アルフレッサグループ理念およびコンプライアンスガイドラインに則り、社内諸規程を制定し、より高い倫理観をもって誠実に行動することを規範として定める。
- ・医薬品医療機器等法にもとづき、当社が取得する製造販売業、製造業等の許可において置くべきものとされる総括製造販売責任者、製造管理者等の責任者を任命する。
- ・厚生労働省が定める医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインにもとづき、医療用医薬品の販売情報提供活動の監督部門を設置し、医療用医薬品の適正な販売情報提供活動が確保される体制を整える。
- ・社員への研修・教育を実施し、法令およびコンプライアンス遵守の周知徹底を行い、社内での適時適切な報告・連絡を実行する。
- ・コンプライアンス相談窓口およびハラスマント相談窓口を設けて情報の確保に努めるとともに通報者の権利の保護を図る。
- ・監査部は、法令および社内諸規程の遵守状況等について、内部監査を実施する。

6. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・関係会社管理規程にもとづき、子会社の経営に関する管理を行い、重要事項についての報告体制を整備する。・

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・子会社の情報管理体制、リスク管理体制を整備し、強化を図る。

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・アルフレッサグループ中期経営計画および年度計画にもとづき、子会社の目標進捗状況を管理および検証する。

ニ. 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に

適合することを確保するための体制

- ・アルフレッサグループ理念およびコンプライアンスガイドラインの浸透を図り、社内諸規程を制定し、法令、定款に適合した体制を整える。

ホ. その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・各種会議や人事交流により、親会社および子会社との連携と情報の共有化を図る。
- ・監査部は、親会社の内部監査部門と連携し、監査機能の充実を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

- ・監査部所属の社員に補助業務を行わせる体制を整備する。
- ・専任の補助すべき者の求めがあったときは、実情に応じた対応を行う。

8. 監査役の補助使用者の取締役からの独立性に関する事項

- ・補助業務にあたる社員の人事異動について、監査役の意見を踏まえたうえで行う。

9. 監査役の補助使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・補助使用者は、監査役から補助業務の指示を受けた場合は当該指示の範囲で補助業務に専従するものとし、会社は当該補助使用者に対して指揮命令を行わない。

10. 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役および使用者が監査役に報告をするための体制

- ・監査役が監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保するため、監査役の閲覧する資料の整備に努める。
- ・法令に定める事項の他、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事象については、すみやかに監査役に報告する。
- ・監査役が必要と認めた会議については、監査役の出席機会の確保に努める。
- ・監査役から意見聴取の要請を受けたときは、すみやかにこれに応じる。
- ・コンプライアンス相談窓口およびハラスマント相談窓口への通報内容は監査役へ定期的または必要に応じ隨時報告する。

ロ. 当社の子会社の取締役等および使用者またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ・監査部は、子会社に対する監査の結果を定期的または必要に応じ隨時報告する。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査役への報告を行った者およびその内容について厳重な情報管理体制を整備する。
12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため一定額の予算を確保する。
13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役監査の重要性および有用性を踏まえ、随時意見を交換する。
 - ・監査役による監査部との定期的な意見交換および親会社監査役、グループ会社監査役との連携強化に努める。

V. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制について
 - ・当社は、グループ理念およびコンプライアンスガイドラインのもと、主管部署が中心となり役職員へのコンプライアンス教育などを進めております。
 - ・コンプライアンスおよびハラスマント相談窓口の運用状況は、CSR協議会、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会、取締役・監査役等へ定期的または適宜報告しております。
2. リスク管理体制について
 - ・当社では事業継続計画（BCP）および災害時の各種マニュアルを整備し、大規模災害時に迅速で安定的な医薬品等の供給が出来る体制を整備しております。
 - ・リスク管理についてはコンプライアンス・リスクマネジメント委員会にてリスク事案の発生、進捗状況等が報告され、再発防止策等を検討しております。その結果は取締役・監査役へ定期的に報告しております。
3. 関係会社管理について
 - ・関係会社管理規程にもとづき、子会社に関する重要な事項については、当社取締役会に付議しております。

4. 取締役の職務の執行について

- ・取締役の職務執行に係る文書につきましては、法令および社内諸規程にもとづいて適切な管理を実施しております。
- ・執行役員制度により、取締役の職務と執行役員の業務執行を明確化し、効率的な意思決定を図っております。
- ・当社は、取締役会を15回開催し、所定の重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受け監督を行いました。また、業務執行会議を13回開催し、重要事項等について審議いたしました。取締役会等では、事業の動向、投資案件など当社および関係会社に係る重要な意思決定と報告事項につき経営分析資料、専門分野の資料等にもとづき、十分な議論を尽くし、経営の監督機能を果たしております。

5. 監査役の職務の執行について

- ・監査役監査基準に従い、監査計画を立案し監査業務の分担を行うとともに、取締役会その他重要会議へ出席し、必要に応じて意見を述べております。
- ・稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役や使用人に説明を求め、助言を行っております。
- ・会計監査人の独立性と専門性の確認を行うとともに、監査計画の検証および監査・四半期レビュー結果の受領等を通じて十分な連携を図っております。
- ・監査部と定期または必要な都度情報交換を行う等により、連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

貸 借 対 照 表

(2021 年 3 月 31 日 現 在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,165	流动負債	6,521
現金及び預金	259	支 払 手 形 務	684
受取手形	145	電 子 記 録 債	272
電子記録債	96	買 前 未 支 払 費	2,368
掛品	10,123	未 未 扦 法 人 税	294
売商品	6,780	預 賞 役 員 賞 与	1,736
半原材	469	渡 仕 上 品 調 整	241
前前短	3,387	前 貸 付 金 金 金	110
前前未	30	前 渡 金 金 金	35
そ貸	16	預 賞 売 戻 引 当	538
短期収の	3,262	役 員 上 品 調 整	22
そ貸倒	434	販 売 品 金 金 金	167
引当	160	返 品 調 整 引 当	48
	△ 2	そ の 他	0
固定資産	25,816	固 定 負 債	6,786
有形固定資産	7,206	賞 役 員 賞 与	19
建構物	3,681	建 物 期 期 の	28
機械及び装	130	機 具 地 產	6,612
車両及び運搬	1,637	器 具 備 金 金 金	23
工具器具備	14	地 產 金 金 他	102
土り	467		
一ス	1,189		
建 設 仮 勘	81	負 債 合 計	13,308
	4		
無形固定資産	8,163	(純資産の部)	
ソフトウエア	360	株主資本	37,664
電話加入権	7	資本金	3,000
製造販売権	7,256	資本剰余金	14,000
のれ	481	資本準備金	3,000
ソフトウェア仮勘定	10	その他資本剰余金	11,000
その他の	45	利益剰余金	20,664
投資その他の資産	10,446	その他利益剰余金	20,664
投資有価証券	135	固定資産圧縮積立金	35
子会社株式	7,850	別途積立金	14,112
子会社出資	300	繰越利益剰余金	6,516
長期貸付	220		
前払年金費	493	評価・換算差額等	9
長期前払費用	829	その他有価証券評価差額金	9
繰延税金資産	486	繰延ヘッジ損益	△0
差入保証金	135		
貸倒引当金	△ 5	純資産合計	37,673
資産合計	50,981	負債及び純資産合計	50,981

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	29,796
売 上 原 価	21,350
返品調整引当金繰入額	3
売 上 総 利 益	8,442
販売費及び一般管理費	9,301
営 業 損 失	859
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	104
為替換算差益	13
家賃収入	21
雑収入	86
	225
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	58
雑 損 失	56
経 常 損 失	115
特 別 利 益	
固定資産売却益	0
負ののれん発生益	57
特 別 損 失	57
固定資産除却損	2
ゴルフ会員権評価損	2
税引前当期純損失	697
法人税、住民税及び事業税	43
法人税等調整額	△163
当 期 純 損 失	△120
	576

第五章 等本資本運動

(2020年4月1日 から 2021年3月31日まで)

(单位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等								
	資本剰余金					利益剰余金								
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	固定資産 圧縮積立金	その他利益 剰余金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,000	1,000		1,000			37	14,112	8,163	22,312	24,312	9	0	9
当期変動額														
新株の発行	7,500	7,500		7,500										
減資	△ 5,500	△ 5,500	11,000	5,500							15,000			15,000
剰余金の配当														
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 1			1	—					—
当期純損失									△ 576	△ 576	△ 576			△ 576
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									—	—	0	△ 0	0	0
事業年度中の変動額合計	2,000	2,000	11,000	13,000	△ 1			△ 1,647	△ 1,648	13,351	0	△ 0	0	13,351
当期末残高	3,000	3,000	11,000	14,000	35	14,112	6,516	20,664	37,664	9	△ 0	0	9	37,673

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② 子会社出資金 移動平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 5～17年

② 無形固定資産 定額法

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

社内利用のソフトウェア 5年

のれん 8年

製造販売権 5～15年

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用 支出した費用の効果の及ぶ期間にわたり均等償却

(5) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担相当額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 売上割戻引当金

期末売掛金に対し将来発生する見込みの売上割戻に備えるため、実績を基礎にした割戻見込額を計上しております。

⑤ 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、実績を基礎にした返品に対する逸失利益の見込額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当相当の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建売掛金、外貨建買掛金、外貨建未払金

③ ヘッジ方針

通常の取引の範囲内において将来の取引市場での為替変動リスクを回避する目的においてのみヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性の評価の方法

為替予約については、取引の全てが将来の回収及び支払予定に基づくものであり、実行の可能性が高いため、有効性の判定を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 14,508 百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	3,278 百万円
長期金銭債権	220 百万円
短期金銭債務	57 百万円
長期金銭債務	6,612 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	43 百万円
仕入高	709 百万円
販売費及び一般管理費	90 百万円
営業取引以外の取引高	75 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	10,000,000	6,000,000	—	16,000,000

(注) 発行済株式総数の増加は、株主割当増資による増加分であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年 5月21日 第81回定期 株主総会	普通株式	720	72	2020年 3月31日	2020年 5月31日
2020年 10月29日 取締役会	普通株式	352	22	2020年 9月30日	2020年 11月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年						

5月25日 第82回定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	352	22	2021年 3月31日	2021年 5月31日
-------------------------	------	-------	-----	----	----------------	----------------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産調整勘定	1,725 百万円
繰越欠損金	424 百万円
棚卸資産評価損	336 百万円
退職給付引当金	273 百万円
賞与引当金	170 百万円
税務上売上認識額	60 百万円
その他	187 百万円
繰延税金資産小計	3,179 百万円
評価性引当額	△ 74 百万円
繰延税金資産合計	3,105 百万円
繰延税金負債	
製造販売権	2,218 百万円
投資有価証券売却益	212 百万円
退職給付信託設定益	171 百万円
固定資産圧縮積立金	17 百万円
繰延税金負債合計	2,618 百万円
繰延税金資産の純額	486 百万円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、親会社であるアルフレッサ ホールディングス株式会社からの借入及び増資により資金を調達しております。

また、子会社であるアルフレッサ ファインケミカル株式会社に資金の貸付を行っております。

受取手形、電子記録債権および売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を行い、必要な取引先に関しては、個別に信用調査を実施しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務および買掛金は、全て1年内の支払期日です。

デリバティブは、外貨建売掛金および外貨建買掛金の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	259	259	—
(2) 受取手形	145	145	—
(3) 電子記録債権	96	96	—
(4) 売掛金	10,123	10,123	—
(5) 短期貸付金	3,262	3,262	—
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	22	22	—
(7) 支払手形	684	684	—
(8) 電子記録債務	272	272	—
(9) 買掛金	2,368	2,368	—
(10) 未払金	1,736	1,736	—
(11) 長期借入金	6,612	6,643	△ 30
(12) デリバティブ取引	△0	△0	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金 及び (5) 短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額
によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっております。

(7) 支払手形、(8) 電子記録債務、(9) 買掛金、(10) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの決済日における契約額は、次のとおりです。

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類	主なヘッジ 対象	契 約 額 等		時価	当該時価の 算定方法
			うち1年超	—		
繰延ヘッジ	為替予約	売掛金 買掛金 未払金	1 — —	— — —	△0 — —	取引銀行の 評価による

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額 113百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 子会社株式（貸借対照表計上額 7,850百万円）及び子会社出資金（貸借対照表計上額 300百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は本社に隣接する別館ビルの一部について、賃貸等不動産として使用しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	貸 借 対 照 表 計 上 額			当期末の時価
	当期首残高	当期減少額	当期末残高	
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	98	△3	94	209

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期減少額のうち、主な減少額は、減価償却費（3百万円）であります。なお、当期の増加はありません。

(注3) 当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産価格調査報告書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

また、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当期の損益は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	賃貸収益	賃貸費用	差 额	その他(売却損益等)
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	21	12	8	—

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	アルフレッサホールディングス㈱	被所有 直接 100%	役員の兼任	資金の貸付 (注1) 資金の借入 (注2) 利息の受取 利息の支払 新株の発行 (注3)	百万円 2,184 8,854 0 57 15,000	短期貸付金 長期借入金	百万円 3,042 6,612

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 貸付条件は市場金利を勘案の上、決定しております。また取引金額は当事業年度における平均貸付残高を記載しております。

(注2) 借入条件は市場金利を勘案の上、決定しております。

(注3) アルフレッサホールディングス㈱が当社の行なった増資について1株2,500円で引き受けたものです。

(2) 子会社

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
子会社	アルフレッサファインケミカル㈱	所有 直接 100%	役員の兼任 商品の仕入	資金の貸付 (注1) 商品の仕入 (注2)	百万円 583 590	短期貸付金 長期貸付金 賃掛金	百万円 200 200 45

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 貸付条件は市場金利を勘案の上、決定しております。また取引金額は当事業年度における平均貸付残高を記載しております。

(注2) 商品の仕入価格については、市場価格を勘案の上、決定しております。

(注3) 取引金額については消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(3) 弟兄会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社の子会社	アルフレッサ㈱	なし	製品の販売	商・製品の販売 (注1)	百万円 8,448	売掛金 未払金	百万円 3,128 516

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 商・製品の販売価格については、市場価格を勘案の上、決定しております。

(注2) 取引金額については消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,354 円 59 銭

(2) 1株当たり当期純損失

44 円 21 銭

10. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はありません。

11. 企業結合等に関する注記

(1) 企業結合の概要

① 相手企業の名称及び事業の内容

相手企業の名称 小野薬品工業株式会社
事業の内容 キネダック錠の製造販売

② 企業結合を行った主な理由

医療用医薬品の強化を図るためです。

③ 企業結合日

2021年2月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とした事業譲受

⑤ 結合後企業の名称

アルフレッサ ファーマ株式会社

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする事業譲受をしたためです。

(2) 損益計算書に含まれている取得した事業の業績の期間

2021年2月1日から2021年3月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合日に取得の対価	現金による支出	996百万円
取得原価		996百万円

(4) 負ののれん発生益の金額、発生原因

① 負ののれん発生益の金額

57百万円

② 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 239百万円

固定資産 1,070百万円

資産合計 1,309百万円

固定負債 256百万円

負債合計 256百万円

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

アルフレッサ ファーマ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

福島 康生



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

西田 順一



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルフレッサ ファーマ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の取締役の職務の執行について、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法およびその内容

私たち監査役は、監査役の協議により定めた監査計画に従い、取締役、監査部その他の使用者と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに取締役会、業務執行会議、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役および使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証しました。子会社については、子会社の取締役および董事等と意思疎通および情報交換を図り、必要に応じ子会社からの事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

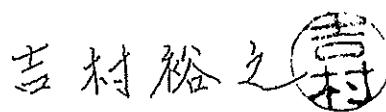
- 一、事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四、事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月7日

アルフレッサファーマ株式会社

監査役 吉村裕之

監査役 桑山賢治
